

地域安全活動推進要領の制定について

(平成8年11月19日甲通達生企ほか第54号)

安全は、社会における基本的な価値であり、地域住民が豊かでゆとりある生活を営む基盤である。

近年、犯罪の抑止機能の低下が指摘され、犯罪の増加が危惧される一方で、地域社会において連帯意識を高めようとする気運も現れており、地域住民がボランティアとして地域の活動に参加することに価値を見いだす傾向が増大し、また、企業も地域住民の一員として社会貢献のための活動を強化している。

地域住民の生活の安全を確保するためには、こうした地域社会の動きを踏まえた活動が推進されなければならない。

このため、安全で住みよい地域社会の実現をめざして、別添のとおり「地域安全活動推進要領」を制定し、平成8年12月1日から施行することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

別添

地域安全活動推進要領

第1 目的

この要領は、地域安全活動を的確に推進するため、基本的な考え方や具体的な推進要領等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 地域安全活動の基本的な考え方

安全で住みよい地域社会を実現するためには、生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害(以下「犯罪等」という。)の被害を未然に防止する活動(以下「地域安全活動」という。)が重要であり、その推進にあたっては、地域住民、警察、自治体の連携及び警察活動の強化が必要不可欠である。

1 地域住民による自主的な取組み

地域安全活動は、自らの生活の安全は自らで守ろうとする地域住民の自主的な活動として推進されなければ効果は期待できない。

そのため、防犯協会が中核となり、自治体をはじめとする地域の自治組織、女性、青年、年長者等のボランティア、企業などの参加が得られるよう理解と協力を求めることが必要である。

2 地域住民の活動に対する警察、自治体の支援等

地域住民による地域安全活動が機能するためには、警察による積極的な情報提供等の支援、警察との連携及び自治体に対する支援要請等が必要である。

第3 地域安全活動の指針

1 地域住民による地域安全活動に対する警察の支援

犯罪等に関する情報の把握と伝達、犯罪等の危険箇所の点検、防犯広報等地域住民が自主的に行う地域安全活動について、警察は、次の支援活動を行う。

(1) 情報の提供と助言

ア 犯罪等の発生状況、事故等の危険箇所情報など地域住民の要望に即した情報を提供する。

イ 地域安全活動に関する助言を行う。

(2) 民間防犯組織に対する助成等

ア 地域安全活動のリーダーとして地域安全推進員制度を導入する。

イ 防犯協会の人的基盤、活動基盤及び財政基盤の整備を図る。

ウ 職域防犯団体に対し地域安全活動への協力及び参加を要請する。

(3) 自治体への働き掛け

自治体に対して、地域安全活動の重要性についての理解と協力を要請する。

2 警察による地域安全活動

警察は、地域住民による地域安全活動との連携に配慮しながら次の活動を行う。

(1) 生活安全・地域部門

生活安全部門は、犯罪等に強い環境設計活動などの新たな形態の活動を実施するとともに、地域安全活動の総合的かつ効果的な推進を図る。

地域部門は、地域における生活安全センターである交番、駐在所を拠点として、危険箇所のパトロール、防犯診断、防犯広報等の地域安全活動を実施する。

(2) その他の部門との連携と体制の確立

地域安全活動は、生活安全、地域部門が中心となり、刑事部門、交通部門、警備部門等との緊密な連携の下に、総合力を発揮することのできる体制の確立を図る。

第4 具体的な推進要領

1 地域安全活動の具体的な推進要領は、地域安全活動の推進細目（別表第1）のとおりとする。

2 地域住民の自主的な活動の中核となる防犯協会に対しては、防犯協会に対する指導・支援細目（別表第2）により、積極的な指導、支援をすること。

第5 推進上の留意点

地域安全活動の推進に当たっては、交番等（警備派出所を除く。）を中心として地域の実態を把握し、地域の特性、地域住民の要望などに沿ったものとなるよう努め、特に、地域安全推進員との連携を保持すること。

また、実態把握等の活動においては、プライバシー等の侵害にならないように留意すること。